

愛荘町現場代理人の常駐に関する運用基準

この運用基準は、愛荘町工事請負契約約款第 10 条第 3 項における現場代理人の常駐義務を緩和する旨の規定について、運用事項を定めるものである。

(現場代理人の常駐義務緩和)

第 1 条 愛荘町の発注した工事において次のいずれかを満たす場合には、現場代理人の常駐義務を緩和するものとする。

- (1) 契約図書もしくは工事打合簿等により明確となっている工事の不稼動期間
 - (2) 契約額が 1,000 万円未満（税込み）でその現場代理人を他の工事と兼務させる期間
- 2 現場代理人は、工事現場に常駐しない場合、その期間中は受注者として現場パトロールの実施と緊急時に速やかな対応がとれる体制を常に備える旨を事前に発注者に工事打合簿により報告しなければならない。

(現場代理人の兼務)

第 2 条 現場代理人の兼務を認める工事は、兼務するいずれの工事も前条の規定を満たすとともに、発注者と常に携帯電話等で連絡がとれ、発注者が求めた場合には、工事現場に向かう等の対応がとれるものとする。

- 2 兼務を行う現場代理人は次の各号全ての要件を満たすものとする。
- (1) 既に兼務している工事が無いこと（兼務は 2 件まで）
 - (2) 稼働中のいずれかの工事現場に駐在すること
- ただし、特記仕様書等により他の工事との兼務ができない旨が規定されているときは、この限りではない。

(現場代理人の兼務解除権)

第 3 条 発注者は、虚偽の申請や施行内容に不備が生じた場合は、現場代理人の兼務を解除することができる。

(適用日)

第 4 条 この運用基準は、平成 26 年 4 月 1 日から適用する

工事の不稼動期間について

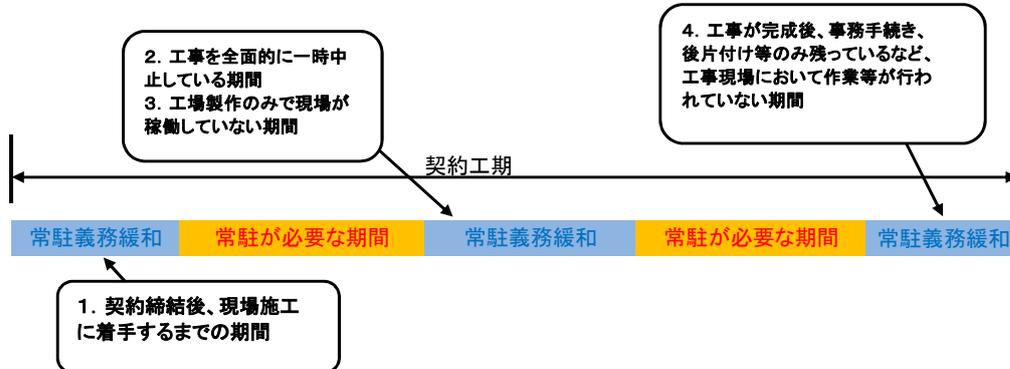
契約図書もしくは工事打合せ簿等により明確となっている工事の不稼動期間とは、次のいずれかに該当する期間とする。

- 1 契約締結後、現場施行に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資器材の搬入または仮設工事等が開始されるまでの間）
- 2 愛荘町建設工事請負契約約款第 20 条第 1 項または第 2 項の規定により、工事の全部の施工を一時中止している期間
- 3 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間
- 4 工事が完成し、事務手続き、後片付け等のみが残っているなど、工事現場において作業等が行われていない期間

(現場代理人の常駐義務緩和) ⇒ 工事の緩和条件

○現場代理人の常駐に関する運用基準(愛荘町)(以下、「運用基準」という。)第1条第1項第1号における契約図書もしくは工事打合せ簿等により明確となっている工事の不稼働期間とは、次のいずれかに該当する期間をいいます。

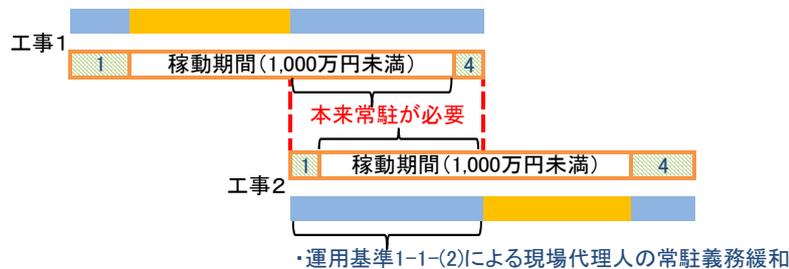
1. 契約締結後、現場施行に着手するまでの期間(現場事務所の設置、資機材の搬入または仮設工事等が開始されるまでの間)
2. 愛荘町建設工事請負契約約款第20条第1項または第2項の規定により、工事の全部の施工を一時中止している期間
3. 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間
4. 工事が完成し、事務手続き、後片付け等のみが残っているなど、工事現場において作業等が行われていない期間



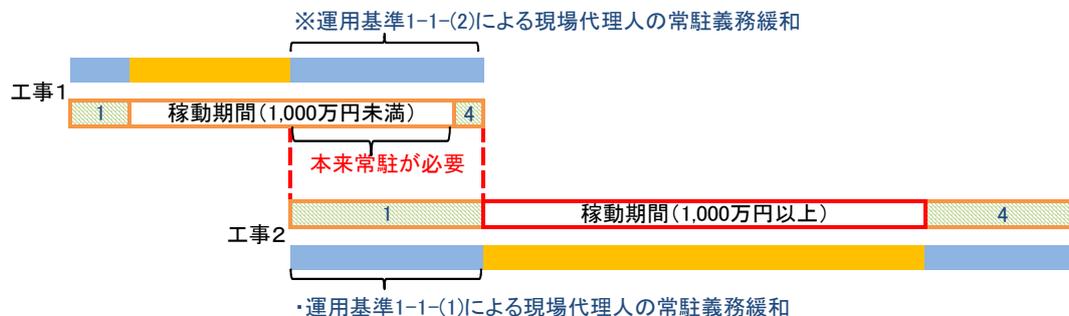
○運用基準第1条第1項第2号における契約額が1,000万円未満(税込み)でその現場代理人を愛荘町発注の他の工事と兼務させる期間の典型的な例は次のとおりです。

凡例	
	契約額1,000万円未満(税込み)の工事が稼働中
	契約額1,000万円以上(税込み)の工事が稼働中
	運用基準1-1-(1)の不稼働期間
	現場代理人の常駐義務が緩和される期間
	現場代理人の常駐が必要な期間

(例1) 双方の契約額が1,000万円未満(税込み)の工事の現場代理人を兼務させる場合



(例2) 契約額が1,000万円未満(税込み)の工事と契約額が1,000万円以上(税込み)の工事の現場代理人を兼務させる場合



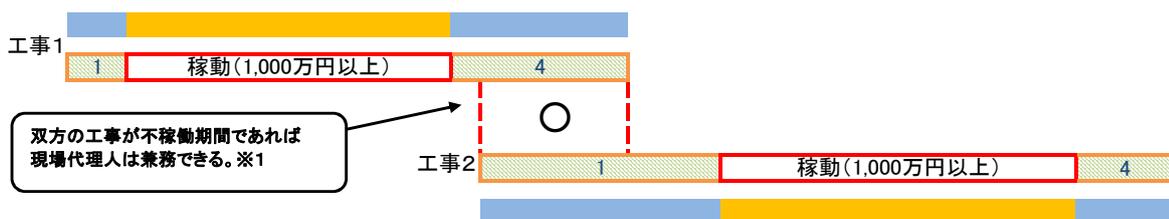
(現場代理人の兼務) ⇒ 兼務の条件

○運用基準第2条第1項の兼務するいずれの工事も「工事の緩和条件」を満たした場合に現場代理人の兼務の可否ができます。その例は次のとおりです。

凡 例	
	契約額1,000万円未満(税込み)の工事が稼働中
	契約額1,000万円以上(税込み)の工事が稼働中
	運用基準1-1-(1)の不稼働期間
	現場代理人の常駐義務が緩和される期間
	現場代理人の常駐が必要な期間

(例1) 双方の契約額が1,000万円以上(税込み)の工事の現場代理人を兼務させる場合

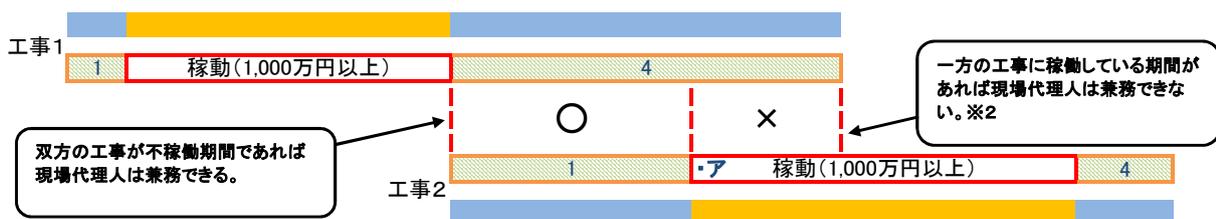
(ケース1)



※1 現場代理人を兼務するいずれの工事も運用基準第1条の規定を満たしているため、この期間は兼務できます。

工事1:運用基準1-1-(1) ○ }
 工事2:運用基準1-1-(1) ○ } ○

(ケース2)



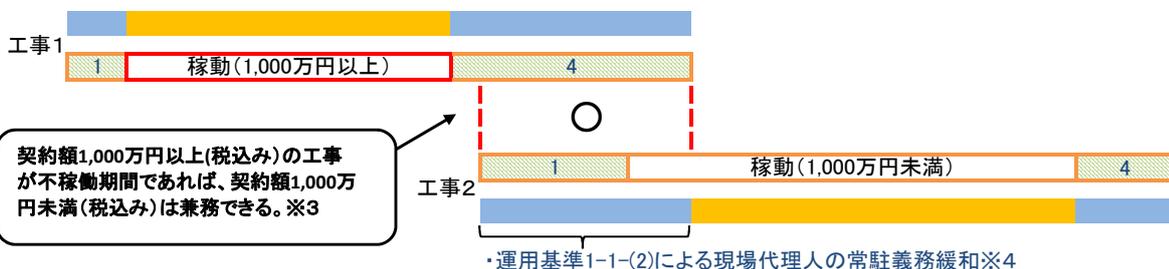
※2 現場代理人を兼務するいずれの工事も運用基準第1条の規定を満たしている必要があり、双方の工事が不稼働期間でないため兼務できません。

工事1:運用基準1-1-(1) ○ }
 工事2:運用基準1-1-(1) × } ×

工事2は、着手時に兼務できる期間がありますが、兼務しても常駐義務が生じた時点(上図アの時点)で兼務ができなくなる為、現場代理人は兼ねられない。

(例2) 一方の契約額が1,000万円以上(税込み)、もう一方の契約額が1,000万円未満の工事の現場代理人を兼務させる場合

(ケース1)



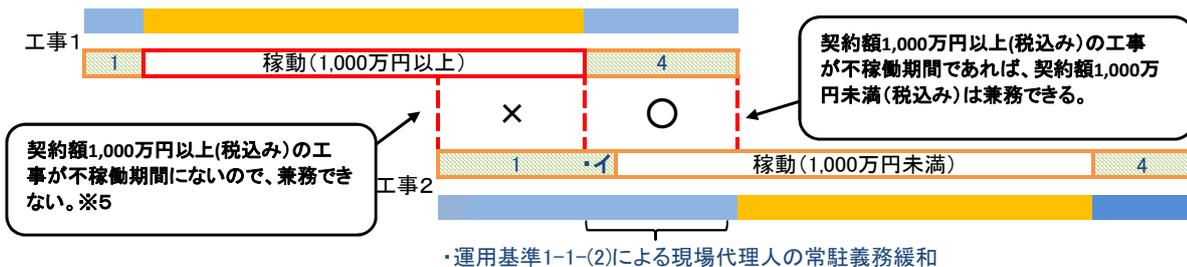
※3 現場代理人を兼務するいずれの工事も運用基準第1条の規定を満たしているため、この期間は兼務できます。

工事1:運用基準1-1-(1) ○ }
 工事2:運用基準1-1-(2) ○ } ○

工事2は、契約額が1,000万円未満(税込み)でその現場代理人を他の工事と兼務させるため、常駐義務が緩和されます。(運用基準1-1-(2))

※4 運用基準1-1-(2)により現場代理人の常駐義務が緩和されていますが、運用基準2-2-(2)により、稼働中の工事現場に駐在する必要があります。

(ケース2)

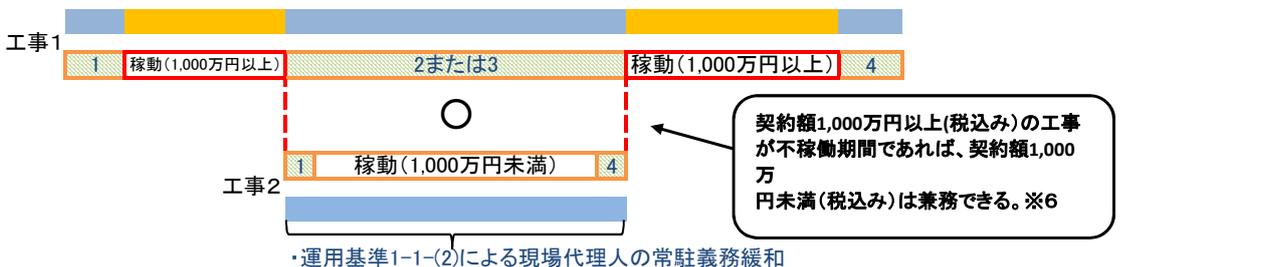


※5 現場代理人を兼務するいずれの工事でも運用基準第1条の規定を満たしている必要があり、双方の工事が不稼働期間でないため兼務できません。

工事1:運用基準1-1-(1) ×
工事2:運用基準1-1-(1) ○ } ×

工事2は、(上図イの時点)で兼務可能期間となるが、契約締結時に工事1が稼働中であるため兼務できない。

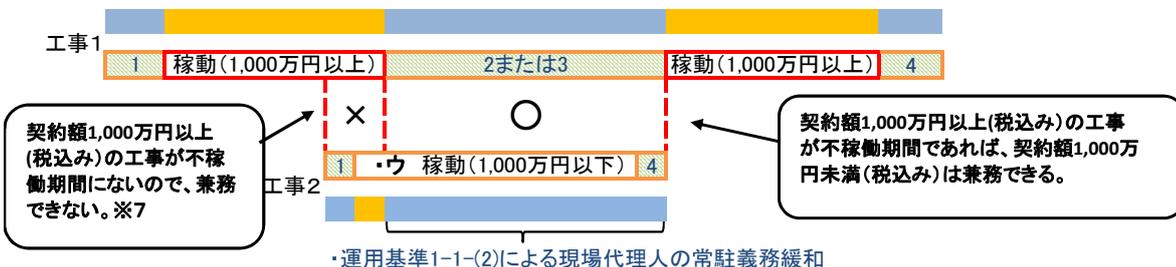
(ケース3)



※6 現場代理人を兼務するいずれの工事でも運用基準第1条の規定を満たしている(運用基準2-1)ため、この期間は兼務できます。

工事1:運用基準1-1-(1) ○
工事2:運用基準1-1-(2) ○ } ○

(ケース4)

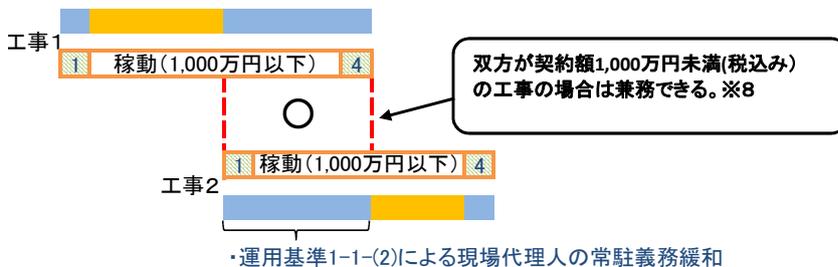


※7 現場代理人を兼務するいずれの工事でも運用基準第1条の規定を満たしている必要があり、工事1が不稼働期間にないため兼務することができません。

工事1:運用基準1-1-(1) ×
工事2:運用基準1-1-(1),(2) △ } ×

工事2は、(上図ウの時点)で兼務可能期間となるが、契約締結時に工事1が稼働中であるため、兼務できない。

(例3) 双方の契約額が1,000万円未満(税込み)の工事の現場代理人を兼務させる場合



※8 現場代理人を兼務するいずれの工事でも運用基準第1条の規定を満たしている(運用基準2-1)ため、この期間は兼務できます。

工事1:運用基準1-1-(2) ○
工事2:運用基準1-1-(2) ○ } ○

【別添】

現場代理人を兼務させる場合の事務処理フロー

